

【平成30年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成30年10月15日 総務委員長 山田 益男

- 「議案第105号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本条例の改正内容はマイナンバーの利用範囲を拡大するものであり、個人情報保護の観点からマイナンバー制度には反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第116号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第120号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間の変更について」

《意見》

* 本議案は、平成30年6月の改正卸売市場法の成立に伴い、成立後2年以内の施行までに予定されている「川崎市卸売市場経営プラン」の改訂や取引ルール、市場利用等について規定する「川崎市地方卸売市場業務条例」の改正の時期に合わせるため、現行の指定管理期間を1年延長するものである。

改正卸売市場法については、様々な課題があると考えており、平成30年7月の総務委員会においても、関係事業者と意見交換をしながら本市として必要な対策を講じていくとしていることから、「川崎市卸売市場経営プラン」の具体的な改訂内容等が今後示された時点で議論を深めていくべきであるとするが、現行の指定管理者の指定期間を延長することについては問題ないとするため、本議案には賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第124号 平成30年度川崎市一般会計補正予算」

《意見》

* 浮世絵等活用事業の推進に当たっては、事業運営者から今後提出される予定の事業計画書について、議会に対して適切な方法で報告するとともに、本市と公益社団法人川崎・砂子の里資料館との間で締結された協定に基づき、概ね20年間にわたり当該法人から浮世絵作品を貸与されることとなっているが、期間内に協定が解除された場合の対応についても適切に確認を行ってほしい。

また、整備費等を含めて本市への過度な後年度負担が生じることのないよう、透

明性及び公平性を確保することで、事業の適切な進捗管理に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第125号 平成30年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第46号 所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに関する請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条が早急に廃止されるよう、国に意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告する申告納税制度を採用している。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないとしており、この対価は支払いを行った居住者の所得に含めることと規定している。

この規定が置かれた理由について、国会における政府答弁では、昭和24年のシャープ勧告において、所得税の課税単位を個人単位とすることと併せて、家族従業者を雇用することによる所得分配を抑制する措置を導入すべきという指摘があったことを受け、この制度を昭和25年の税制改正において導入したとされている。

所得税法第56条の例外規定については所得税法第57条に定められており、第1項で一定の帳簿等を備え、記帳を行うことで事業と家計との分離を明確にすることができることを条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与を必要経費に算入することが認められている。

また、第3項には、青色申告者ではない白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととするものであり、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

我が国では、納税者自らが所得金額と税額を正しく計算して申告する制度を採用しており、損益計算書と貸借対照表を導き出せる簿記の方法により記帳し、それに基づき申告する納税者は、青色申告制度において税制面での特典が受けられることとされている。

青色申告を選択しない納税者については、従前は所得300万円を超える個人事業者に記帳義務が課されていたが、近年の情報技術の進展により、それほど困難を伴わず記帳が可能となっていることなどを踏まえ、平成26年から不動産所得、事

業所得または山林所得を有する全ての個人事業者にも記帳義務が課されることとなったが、青色申告に比べると簡易な記帳水準となっている。

また、世界の主要国においては、個人事業者に対する記帳保存の義務付けに加え、義務違反に対する罰則等を定めた上で、家族従業者の働き分を必要経費として認めている。

なお、国連女子差別撤廃委員会から日本政府に対して、「所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念する」との見解及び「家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する」との見解が示されたが、この見解に対して、政府は、平成28年3月の国会において、所得税法第56条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないとした上で、引き続き丁寧に検討していきたいと答弁しているところである。

《主な質疑・答弁等》

* 白色申告における事業主の配偶者及びその他親族への給与支払に係る経費の計上額が事業専従者控除額を限度としていることに対する認識について

所得税法第56条第3項においては、青色申告者でない白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定している。したがって、所得税の計算の中で必要経費として算定される86万円や50万円は、事業専従者への支払給与額の実額ではなく、労働日数等、一定の外形的な基準を捉えた概算的な一定金額であると認識している。

* 白色申告者の配偶者及びその他親族の事業専従者控除額を時給換算した場合の金額について

過去の委員会の中で、白色申告者の事業専従者控除額を時給で換算すると低い金額になるとの意見が委員から寄せられているが、所得税の制度においては、青色申告を選択すれば実際に支払った給与の額を必要経費にできるため、申告納税制度の中では、複式簿記に基づいた申告が行われ、適正な課税がなされるのが適切であると考えている。

* 事業専従者の低控除額による時給体系が事業専従者の社会的・経済的自立を妨げる状況を生み出している要因となっていることに対する認識について

事業専従者控除額を時給換算した場合、試算の仕方により、低い金額が算出されることは想定されるころではあるが、現行の所得税法においては、青色と白色の両申告制度が選択可能であり、青色申告を選択して給与支払額を必要経費に算入する手法もあるため、納税者が選択した申告方式に基づき、課税庁が適正に課税するものと認識している。

* 労働者が自身の労働にふさわしい対価を得ることに対する考えについて

労働者が労働に伴う報酬を得るという考え方は正しいと考えるが、所得税法第56条は所得税額の計算の取扱いについての規定であり、論点が異なると考える。

所得税法は国会における議論を経て、事業専従者控除額等が規定されており、本市としては、法律に基づき適正な税額計算を行っているものである。

*** 家族従業者に対する労働対価の不認定が家族従業者の人格を税法上で否定していることに対する考えについて**

所得税法第56条及び第57条はいずれも国会における議論を経て制定されたものであり、本市としては、法律に基づき課税事務を行っているところである。

*** 実際に行われた労働を申告形式により区別することの正当性について**

所得税は累進課税をとっており、所得が個人事業主1人に偏ってしまうと税率が高くなるという特徴がある。税率の上昇を避けるために、事業主が各家族に給与を支払う形態で申告すると、所得税の税率が下がってしまう。

このため、青色申告で適正に記帳して所得を把握できる事業主については、故意に家族に給与を支払ったこととして税率を引き下げることが困難であると考えられている。白色申告については、帳簿等をそろえていないことで家族への給与を支払ったこととして、税率が引き下げられてしまうことを避けるために設立された制度であると考えている。

青色申告、白色申告の区別については、サラリーマンからすると、個人事業者自体に対して、所得の把握が不平等だという感覚もあり、青色申告と白色申告の記帳によって差をつけることは、制度上、適当であると考えているところである。

*** 平成26年に制度化された記帳義務の内容について**

青色申告は、原則として複式簿記をつける帳簿になっている。この帳簿をつけることによって、貸借対照表、損益計算書を作成し、確定申告書に添付して提出することが青色申告のルールとなっている。

一方、青色申告に比べると白色申告は簡易な帳簿になっている。白色申告でも記帳義務が課される対象者の範囲は拡大されたが、白色申告の場合、売上げ、売上げ以外の収入、仕入れ、仕入れ以外の費用に分けて記帳するというルールが定まっているものの、1日分の売上げを一括して帳簿につけることも可能であり、青色申告と比べると簡易な制度になっている。

*** 国会において財務大臣が答弁した「丁寧に検討していく」ことの具体的な内容について**

財務大臣が「丁寧に検討していく」旨の発言をしたのは事実であるが、その具体的な内容については何も把握していない。

*** 青色申告においても意図的な所得分割の課題が依然として残ることに対する認識について**

青色申告、白色申告のいずれにおいても、ほとんどの方が正しく記帳していたが、青色申告、白色申告のいずれにおいても、残念ながら所得をごま

かしてしまう方がいるため、全ての方が青色申告を行えば全てが解決するという
ことではないと認識している。

青色申告と白色申告では帳簿の水準に違いがあり、正規の簿記によって得ら
れるものというのには一定の違いがあると考えます。

所得税法上での取扱いであるため、国が技術的にどのような形で課税をして
いくのかということ、国会で決めた法律に基づいて進めていくが、一定の技
術面を考慮して税計算を行うことは、合理的でやむを得ない部分があると考え
ている。

《取り扱い》

- ・一つの法律の存在で、人間の労働の事実に対して対価がきちんと評価されないの
は問題であり法律の矛盾である。家内労働であったとしても、労働したのであれ
ば認めるということをしなければ、家族従業者の人格をまさに否定するものであ
る。所得税法第56条の問題については国連からも勧告がされ、各地方自治体にお
いても所得税法第56条廃止の意見書が提出されている現状を踏まえると、本
市議会としても意見書を提出する必要があると考え、本請願は採択すべき
である。
- ・請願内容については理解するところであるが、国が青色申告を奨励していること
もあり、基本的には一定のルールの中で申告が行われることが大事であると考え
る。取扱いの差異についても、対外的に見れば容認されることが考えられること
から、国に意見書を提出する必要はないと考えるため、本請願は不採択とすべ
きである。
- ・請願者の思いは受け止めるものであるが、所得税法第56条を補完する形として
の所得税法第57条という制度の存在を考慮すると、国に意見書を提出する必要
はないと考えるため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択